第三区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率　〇パーセント未満	子会社等（保険会社及び少額短期保険業者に限る。）の株式の処分

2　前項の表中「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、法第二百七十一条の二十八の二の保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。

3　第一項の表中「子会社等」とは、法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。

第七条　保険持株会社が、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（前条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。以下この条において同じ。）が当該保険持株会社が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該保険持株会社について、当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2　前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。）に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。）が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一　有価証券　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二　有形固定資産　算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三　前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの　当該評価した価額

3　前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

省　令

○総務省令第二十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第六項の規定に基づき、及び同法を実施するため、第二種指定電気通信設備接続会計規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

第二種指定電気通信設備接続会計規則

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　資産及び負債・純資産（第七条）
第三章　費用及び収益（第八条）
第四章　接続会計報告書等の公表等（第九条―第十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。

（用語）

第二条　この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号。以下「事業会計規則」という。）において使用する用語の例による。

（遵守義務）

第三条　事業者は、この省令の定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

2　この省令に定めのない事項については、事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。

（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）

第四条　事業会計規則第五条前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同条前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。

（個別注記表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）

第五条　事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による移動電気通信役務収支表、別表第三による接続会計報告書並びに当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。

（金額の表示の単位）

第六条　第四条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五条前段の貸借対照表及び損益計算書並びに第五条の個別注記表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」という。）に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。